

平成23年度 優良従業員表彰要綱

この表彰要綱は、長浜商工会議所会員事業所に勤務する従業員の質的向上を図るため、特に他の従業員の模範と認められる者を表彰し、以って従業員の労働意欲の昂揚を図るとともに、管内商工業者の振興発展に寄与することを目的とする。

1. 本所会員事業所（他市町に本・支店・営業所・出張所等複数事業所がある場合、本所に登録されている事業所）に勤務する従業員で、永年勤務に精励し、優秀にして他の規範となる者であること。
2. ①勤続年数が10年以上（永年勤続表彰「長浜市長・本所会頭表彰」）の者
②勤続年数が30年以上（特別表彰「日本商工会議所会頭表彰」）の者
ただし、特別表彰にあつては、過去に永年勤続表彰を受けていても表彰の対象となる。
勤続年数計算方法については、次の方法により勤続年数を算出するものとする。
①事業所整理等による合併前の勤続年数は通算することができる。
②勤続年数は毎年10月1日現在を基準日として計算するものとする。
3. 推薦対象者は、事業所代表者、店主、組合代表者、各単会商店街会長名で推薦すること。
4. 被表彰者は、推薦された者の中から長浜商工会議所優良従業員表彰審査委員会の審査を経て決定する。
※ 表彰審査委員会の委員として次の者を会頭が任命する。
長浜市産業経済部長・長浜市産業経済部商工振興課課長
長浜商工会議所10部会部会長および長浜商工会議所専務理事の13名
とし委員長を長浜商工会議所専務理事とする。
5. 事業所（会社）、工場、組合、各単会商店等の常勤役員の者（家族従業員を除く）及び支店長等の地位のある者は対象としない。
6. 事業所等より推薦できる者は、おおむね「永年勤続表彰」については1～2名、「特別表彰」については2～3名とする。
但し、事業所の従業員数によって別紙に定める推薦できる者の人数を増やすことができる。

【裏面つづく】

7. 表彰は表彰状並びに記念品を贈呈し、毎年1回これを行なう。
(毎年11月中～下旬とする)
8. 被表彰者は、長浜商工会議所備え付けの優良従業員表彰名簿に記載し永久に保存する。
9. 表彰に要する経費として、一部負担を該当事業所から拠出いただき、記念品の一部に充当する。
負担額は「永年勤続表彰」3,000円 「特別表彰」5,000円とする。
(※表彰審査委員会にて表彰が決定しましたら、その旨を文章にて連絡いたします。文書到着後、現金持参もしくは指定口座に振り込んで下さい。)
10. 推薦書は、必ず郵送もしくは直接長浜商工会議所に提出するものとし、ファクシミリでの受付はしない。
11. 表彰審査委員会にて被表彰者が決定したら、表彰式・被表彰者を地元新聞社等に発表する。
発表に際して個人情報保護法により、発表を差し控えてほしい旨であれば推薦書下欄にその旨を示すこと。
12. 表彰式実施についての具体的要領は別に定める。
13. この要綱に定めるもののほか必要な事項は会頭が定める。

附則 この要綱は平成21年9月10日から実施する。

【 別 紙 】

事業所等より推薦できる者 (大枠)

	一般表彰	特別表彰
個人事業所	1	1
法人事業所		
10人未満	1	1
50人未満	2	2
100人未満	2	3
300人未満	3	4
500人未満	4	4
2000人未満	5	5